

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市北区六が池町555番地
氏 名 朝日金属株式会社
〔法人にあっては名称〕 代表取締役 桑原 由行 様
及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する
~~第14条の2第1項~~

名古屋市長 広 沢 一 郎



許 可 の 年 月 日 令和 7年 4月 15日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 14年 3月 1日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（切断）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず以外はこれらに付着したものに限り）

以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(3) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 切断施設

設置場所 名古屋市北区六が池町542番
設置年月日 平成 9年11月 1日
処理能力 393.6 t/日（8時間）

(2) 圧縮施設

設置場所 名古屋市北区六が池町537番1
設置年月日 平成 9年 2月 1日
処理能力 276.8 t/日（8時間）

以下余白

（裏面に続く）

(3) 破碎施設

設置場所 名古屋市北区六が池町544番

設置年月日 平成14年 2月19日

処理能力	廃プラスチック類	2. 80 t/日 (8時間)
	木くず	2. 84 t/日 (8時間)
	金属くず	5. 36 t/日 (8時間)
	ガラスくず及び陶磁器くず	9. 02 t/日 (8時間)
	がれき類	4. 11 t/日 (8時間)

以下余白

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 3月 2日 新規許可

平成15年 2月 1日 更新許可

平成20年 2月29日 更新許可

平成25年 4月30日 更新許可

平成30年 2月28日 更新許可 (優良認定)

令和 7年 4月15日 更新許可 (優良認定)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

以下余白

有 ・ 無